

令和3年12月24日招集

## 第12回 狭山市農業委員会総会議事録

狭山市農業委員会

---

令和3年第12回狭山市農業委員会総会

---

令和3年12月24日（金曜日） 開催場所 狭山市役所 602会議室

議事日程

- 1 開会 午後1時30分
- 2 議事録署名委員の選任
- 3 議題
  - (1) 議案第1号 農地利用の最適化に係る活動及び農用地利用集積計画（案）について
  - (2) 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
  - (3) 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について
  - (4) 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 4 報告事項
  - (1) 農地法第5条の規定による届出について
  - (2) 農地利用最適化活動活性化研修会について
  - (3) その他
- 5 閉会 午後2時35分

---

本日の出席農業委員 14名

1番 浅見 誠 次	2番 落合 房子	3番 小野田敏枝
4番 細田 幸 司	5番 仲川 知 範	6番 横田 泰 宏
7番 小口 英 吉	8番 岸 進	9番 諸口 秀 敏
10番 平本 洋 章	11番 増田 棟 順	12番 吉田 博 幸
13番 渡邊 隆 夫	14番 増田 茂	

本日の出席推進委員 8名

甲 田 善 徳	清 水 芳 則	小 澤 俊 夫	室 岡 英 紀
奥 富 文 典	片 岡 弘 幸	齋 藤 孝 史	高 橋 弘 樹

---

職務のため出席した事務局職員

局長 岩田 光 弘      主幹 吉澤 裕 二

---

事務局 定刻となりましたので、これより第12回狭山市農業委員会総会を開催いたします。これに先立ち、資料のご確認を願います。  
本日の配布資料ですが、運営委員会にて配布しました、  
・資料1 総会議案書  
・資料2 議案図面資料  
席上に配付しました  
・資料3 農地法第3、4、5条の届出受理状況  
・資料4 あっせん台帳  
宜しいでしょうか。

事務局 本日の総会は、現に在任する委員の過半数以上が出席しておりますので『農業委員会等に関する法律』第27条第3項の規定により、成立していますことを報告いたします。  
また、『狭山市農業委員会傍聴規定』第2条に規定します傍聴人につきましては、受付簿への記載はございません。  
それでは、これより第12回狭山市農業委員会総会となりますが、『狭山市農業委員会会議規則』第3条の規定により、議長を会長にお願いしまして進めて参ります。最初に、会長からご挨拶を頂戴いたします。

会 長 (会長の挨拶)

事務局 ありがとうございます。

それでは、議事の進行を宜しくお願いいたします。

### 議 事

議 長 只今から、第12回狭山市農業委員会総会を開催します。  
始めに『狭山市農業委員会会議規則』第8条の規定に基づき、今回の議事録署名人を選任します。  
今回は、議席番号7番 小口委員と8番 岸委員にお願いします。  
これより議案の審議を行います。  
まず、概要の説明を事務局に求めます。

事務局 農地法4条の申請が奥富地区で1件、5条の申請が入間川地区で1件、堀兼地区で5件、奥富地区で2件、柏原地区で3件、合わせて11件です。また、相続税納税猶予に関する適格者証明願が1件です。

議 長 議案第1号審議の前に農地利用の最適化に係る活動について、各地区の推進委員から報告を求めます。現地確認等を行っていただければ、その内容を、また、行っていただければ、今後の予定等を報告してください。まず、入間川地区からお願いします。

甲田委員 鵜ノ木地区から入間川地区にかけて農地パトロールを行いました。夏に草が繁茂していたところも、ほとんどが枯れて草が小さくなっていました。この時期ですので、枯草による火災が心配されます。また、5条申請のあった農地について、農業委員とともに現地確認をしました。

- 議 長 続いて入曽地区清水推進委員に報告願います。
- 清水委員 草は枯れてきていますが、木が生えてきて、それが解消されていない農地もありますので、今後も見回りを続けていこうと思います。
- 議 長 続いて堀兼地区小澤推進委員に報告願います。
- 小澤委員 あっせん申出のあった農地の現地確認と、事務局への報告を行いました。また、適正な管理ができていない農地については、声かけをしていきたいと思っています。
- 議 長 続いて、堀兼地区室岡推進委員に報告願います。
- 室岡委員 農地の管理については近隣から苦情の来ているところもありますが、改善されていない状況です。全筆調査について地権者への通知は発送されていると思いますが、結果を待って、できる限りの対処をしたいと思っています。
- 議 長 続いて、堀兼地区奥富推進委員に報告願います。
- 奥富委員 枯草を刈っている人には、火災防止のため、刈った草を道路から離して寄せておくなどのお願いをしました。
- 議 長 続いて奥富地区片岡推進委員に報告願います。
- 片岡委員 放置された農地については改善が見られない状況で、木が生えているところもあります。草は生えていても低い状態で、皆さん維持できていると思います。
- 議 長 次に柏原地区齋藤推進委員、お願いします。
- 齋藤委員 あっせん台帳に記載の5筆について、農業委員とともに現地確認をしました。借主が見つかるように、進めていきたいと思っています。
- 議 長 次に水富地区高橋推進委員、お願いします。
- 高橋委員 夏場にチェックしたところを中心に、農地の見回りをしました。草については改善されていますが、放置されているところも多いです。
- 議 長 ありがとうございます。報告が終わりましたが、農業委員から質疑はありますか。無いようですので、活動報告は、承認いただいたものとしたします。次に、議案第1号農用地利用集積計画について、事務局より説明を求めます。
- 事務局 資料1 総会議案書の1ページをお願いします。
- 利用権設定については、今回は4件、畑が21,653.4㎡です。うち、所有権の移転が1件、3,131㎡です。使用貸借権設定が2件で16,494.4㎡、賃貸借権設定が1件で2,028㎡です。
- 1件目、渡し人は堀兼にお住いの方、受け人も堀兼にお住いの方です。所在地は大字堀兼字西平野1620番、外1筆、地目は畑、面積は合計3,131㎡、権利の種類は所有権移転です。受け人は平成29年11月26日に認定農業者となっています。
- 2件目、渡し人は堀兼にお住いの方、受け人も堀兼にお住いの方です。所在地は大字堀兼字富士見里1773番1、外13筆、地目は全て畑、面積は合計10,942.4㎡、権利の種類は15年間の使用貸借権設定です。受け人は令和元年7月1日に認定農業者となっています。

3件目、渡し人は狭山台にお住いの方です、受け人は堀兼にお住いの方です。所在地は大字堀兼字八軒屋2309番3、地目は畑、面積は2,028㎡、権利の種類は3年間の賃貸借権設定です。受け人は令和3年11月12日に認定農業者となっています。

4件目、渡し人は三芳町にお住いの方です。受け人は公益社団法人埼玉県農林公社です。

所在地は大字水野字本堀1259番1、外2筆、地目は全て畑、合計面積は5,552㎡、権利の種類は1年3ヶ月の使用貸借権設定です。

議長 説明が終わりましたが、質疑はありますか。

質疑は無いようですので、本件を承認するかを、お諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を『承認』します。

次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。

整理番号1番について、担当委員の説明を求めます。

平本委員 議案番号2整理番号1について審査結果を報告します。

申請地は狭山市大字上奥富字新堀94番3、地目は畑、合計面積は229㎡です。農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある いいえ
- ・500m以内に2つ以上の公共施設がある はい
- ・インフラの整備が進んでいる はい
- ・駅、インターチェンジから300m以内にある いいえ

以上のことから、申請地は第3種農地と考えます。また、現在の利用状況は遊休農地となっています。転用目的は駐車場敷地です。詳細につきましては、資料図面を参考にしてください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書1の朗読)

理由書1により、次の項目が読み取れます

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適

根拠法令は、農地法第4条に該当します。

以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議のほどよろしく願いいたします。

議長 説明が終わりましたが、質疑はありますか。  
質疑は無いようですので、本件を許可相当とするかを、お諮りします。  
賛成の方の挙手を願います。  
挙手総員です。よって、本件を「許可相当」とします。  
次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。  
整理番号1番について、担当委員の説明を求めます。

横田委員 議案番号3整理番号1について審査結果を報告します。  
申請地は狭山市入間川字沢台1744番3、地目は畑、面積は146㎡です。  
農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある いいえ
- ・500m以内に2つ以上の公共施設がある はい
- ・インフラの整備が進んでいる はい
- ・駅、インターチェンジから300m以内にある いいえ

以上のことから、申請地は第3種農地と考えます。また、現在の利用状況は永年作物の作付が行われています。事業計画者は狭山市で不動産業を営んでいる法人です。転用目的は駐車場です。詳細につきましては、資料図面を参考にしてください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書1の朗読)

理由書1により、次の項目が読み取れます

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしく願いいたします。

議長 説明が終わりました。  
質疑を受け付けます。

(質疑なし)

質疑は無いようですので、本件を許可相当とするかを、お諮りします。  
賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を「許可相当」とします。

次に整理番号2番について、担当委員の説明を求めます。

増田茂委員 議案番号3整理番号2について審査結果を報告します。  
申請地は狭山市柏原字宮原2289番4、地目は畑、面積は422㎡です。  
農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある いいえ

- ・ 500 m以内に2つ以上の公共施設がある いいえ
- ・ インフラの整備が進んでいる はい
- ・ 駅、インターチェンジから300 m以内にある いいえ

以上のことから、申請地は第2種農地と考えます。また、現在の利用状況は遊休農地です。事業計画者は狭山市に居住する個人です。転用目的は住宅敷地です。詳細につきましては、資料図面をご覧ください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書2の朗読)

理由書2により、次の項目が読み取れます

- ・ 必要性は 適
- ・ 緊急性は 適
- ・ 周辺農地への影響は なし
- ・ 代替性は 適
- ・ 目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条、都市計画法第29条に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしくお願いいたします。

議長

説明が終わりました。

質疑を受け付けます。

(質疑なし)

質疑は無いようですので、本件を許可相当とするかをお諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を「許可相当」とします。

次に整理番号3番について、担当委員の説明を求めます。

増田棟順  
委員

議案番号3整理番号3について審査結果を報告します。

申請地は狭山市柏原字御所ノ内2477番5、地目は畑、面積は合計306㎡です。

農地区分につきましては、

- ・ 10 ha以上の集団性がある いいえ
- ・ 500 m以内に2つ以上の公共施設がある はい
- ・ インフラの整備が進んでいる はい
- ・ 駅、インターチェンジから300 m以内にある いいえ

以上のことから、申請地は第3種農地と考えます。また、現在の利用状況は耕起中です。事業計画者は狭山市に居住する個人です。転用目的は住宅敷地です。詳細につきましては、資料図面をご覧ください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書3の朗読)

理由書3により、次の項目が読み取れます

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしくお願いいたします。

議長

説明が終わりました。

質疑を受け付けます。

(質疑なし)

質疑は無いようですので、本件を許可相当とするかをお諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を「許可相当」とします。

次に整理番号4番について、担当委員の説明を求めます。

細田委員

議案番号3整理番号4について審査結果を報告します。

申請地は狭山市大字下奥富字久保田1684番、外5筆、地目は全て田、面積は合計11,489㎡です。

農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある はい
- ・500m以内に2つ以上の公共施設がある いいえ
- ・インフラの整備が進んでいる いいえ
- ・駅、インターチェンジから300m以内にある いいえ

以上のことから、申請地は第1種農地と考えます。また、現在の利用状況は耕起中です。事業計画者は狭山市で砂利採取の事業を行っている法人です。転用目的は砂利採取です。詳細につきましては、資料図面をご覧ください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書4の朗読)

理由書4により、次の項目が読み取れます

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしくお願いいたします。

議長

説明が終わりました。

質疑を受け付けます。

(質疑なし)

質疑は無いようですので、本件を許可相当とするかをお諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を「許可相当」とします。

次に整理番号5番について、担当委員の説明を求めます。

細田委員 議案番号3整理番号5について審査結果を報告します。

申請地は狭山市大字下奥富字久保田1688番、外1筆、地目は田と畑、面積は合計2,756㎡です。

農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある はい
- ・500m以内に2つ以上の公共施設がある いいえ
- ・インフラの整備が進んでいる いいえ
- ・駅、インターチェンジから300m以内にある いいえ

以上のことから、申請地は第1種農地と考えます。また、現在の利用状況は耕起中です。事業計画者は狭山市で砂利採取の事業を行っている法人です。転用目的は表土置場です。詳細につきましては、資料図面をご覧ください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書5の朗読)

理由書5により、次の項目が読み取れます

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。

整理番号5番について質疑を受け付けます。

(質疑なし)

質疑は無いようですので、本件を許可相当とするかをお諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を「許可相当」とします。

次に整理番号6番について、担当委員の説明を求めます。

増田茂委員 議案番号3整理番号6について審査結果を報告します。

申請地は狭山市柏原字宮原2252番6、地目は畑、面積は合計488㎡です。

農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある はい
- ・500m以内に2つ以上の公共施設がある いいえ
- ・インフラの整備が進んでいる いいえ
- ・駅、インターチェンジから300m以内である いいえ

以上のことから、申請地は第1種農地と考えます。また、現在の利用状況は遊休農地です。事業計画者は狭山市に居住する個人です。転用目的は住宅敷地です。詳細につきましては、資料図面をご覧ください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書6の朗読)

理由書6により、次の項目が読み取れます

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条、都市計画法第29条に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしくお願いいたします。

議長

説明が終わりました。

質疑を受け付けます。

(質疑なし)

質疑は無いようですので、本件を許可相当とするかをお諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を「許可相当」とし、県に提出します。

次に整理番号7番について、担当委員の説明を求めます。

渡邊委員

議案番号3整理番号7について審査結果を報告します。

申請地は狭山市大字上赤坂字妻恋ヶ原616番5、外1筆、地目は畑、面積は合計549㎡です。

農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある いいえ
- ・500m以内に2つ以上の公共施設がある いいえ
- ・インフラの整備が進んでいる はい
- ・駅、インターチェンジから300m以内である いいえ

以上のことから、申請地は第2種農地と考えます。また、現在の利用状況は休耕地です。事業計画者は狭山市に居住する個人です。転用目的は住宅敷地です。詳細につきましては、資料図面をご覧ください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書7の朗読)

理由書7により、次の項目が読み取れます

- ・必要性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしくお願いいたします。

議 長

説明が終わりました。

質疑を受け付けます。

(質疑なし)

質疑は無いようですので、本件を許可相当とするかをお諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を「許可相当」とします。

次に整理番号8番について、担当委員の説明を求めます。

諸口委員

議案番号3整理番号8について審査結果を報告します。

申請地は狭山市大字中新田字野315番1、外1筆、地目は畑、合計面積は5,093㎡です。

農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある はい
- ・500m以内に2つ以上の公共施設がある いいえ
- ・インフラの整備が進んでいる いいえ
- ・駅、インターチェンジから300m以内である いいえ

以上のことから、申請地は第1種農地と考えます。また、現在の利用状況は遊休農地です。事業計画者は川越市に居住する個人です。転用目的は良好な耕作地にするためです。詳細につきましては、資料図面をご覧ください。また、申請にあたり誓約書が添付されていますので、朗読します。

(誓約書8の朗読)

誓約書8により、次の項目が読み取れます

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしくお願いいたします。

議 長

説明が終わりました。

質疑を受け付けます。

(質疑なし)

質疑は無いようですので、本件を許可相当とするかをお諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を「許可相当」とします。

次に整理番号9番について、担当委員の説明を求めます。

落合委員 議案番号3整理番号9について審査結果を報告します。

申請地は狭山市大字中新田字武蔵野1084番1、外11筆、地目は全て畑、合計面積は6,623.37㎡です。

現在の利用状況は休耕中です。事業計画者は入間市で建築事業を行っている法人です。転用目的は農地改良の遅れによる延長許可です。以前に許可済となっていますが、天候不良などにより作業が進められなかったことによる延長申請です。申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書9の朗読)

理由書9により、次の項目が読み取れます

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適
- ・復旧の確実性 あり

根拠法令としては、農地法第5条に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。

質疑を受け付けます。

(質疑なし)

質疑は無いようですので、本件を許可相当とするかをお諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を「許可相当」とします。

次に整理番号10番について、担当委員の説明を求めます。

吉田委員 議案番号3整理番号10について審査結果を報告します。

申請地は狭山市大字堀兼字八軒屋2327番1、外4筆、地目は全て畑、面積は合計4,691㎡です。

現在の利用状況は遊休農地です。事業計画者は入間市で建築事業を行っている法人です。転用目的は農地改良です。以前に許可済となっていますが、工事延長による再申請です。申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書10の朗読)

理由書10により、次の項目が読み取れます

- ・必要性は 適

- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしくお願いいたします。

議長

説明が終わりました。

質疑を受け付けます。

(質疑なし)

質疑は無いようですので、本件を許可相当とするかをお諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を「許可相当」とします。

次に整理番号11番について、担当委員の説明を求めます。

吉田委員

議案番号3整理番号11について審査結果を報告します。

申請地は狭山市大字加佐志字金ヶ崎544番1、外1筆、地目は畑、面積は合計4,052㎡です。

現在の利用状況は遊休農地です。事業計画者は入間市で建築事業を行っている法人です。転用目的は土砂搬入路です。以前に許可済となっていますが、工事延長による再申請です。申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書11の朗読)

理由書11により、次の項目が読み取れます

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適
- ・復旧の確実性 有

根拠法令としては、農地法第5条に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしくお願いいたします。

事務局

整理番号11につきましては、当初計画の期間内ですので期間延長の申請となっています。整理番号9及び10につきましては、当初計画で工事期間を2ヶ月としましたが、それが切れたため、再度新規として申請しています。

議長

質疑を受け付けます。

(質疑なし)

質疑は無いようですので、本件を許可相当とするかをお諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を「許可相当」とします。

次に議案第4号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号1につきまして、土地の所在は狹山市大字下奥富字宮後1635番、外3筆、地目は全て田、合計面積は5,897㎡、これについて、相続人より相続税の納税猶予に関する適格者証明願が出ております。

議長 説明が終わりました。

質疑等を受け付けます。

(質疑なし)

質疑は無いようですので、本件を承認とするかを、お諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を「承認」します。

以上をもちまして、本日の議題は終了しました。

次に、報告事項に移ります。

まず、「農地法第3条、4条、5条の規定による届出受理状況」について事務局に説明を求めます。

事務局 資料3をご覧ください。

農地法第5条の規定による届出は、2件3筆で合計面積2,055㎡、地目は畑、転用目的は住宅敷地です。

公共事業の施工に伴う一時転用に係る届出は、14件18筆です。

農業用施設に係る届出は2件2筆です。

通信事業の計画について、1件1筆の計画書が提出されました。

説明は、以上となります。

議長 説明が終わりました。

委員の皆様からは、何かありますか。

(なし)

次に、農地あっせん台帳について事務局に説明を求めます。

事務局 資料4をご覧ください。

今回、北入曾の5筆684㎡、下奥富の3筆1,541㎡について、あっせんの希望がありました。引き続き、農用地の集積について、ご協力をお願いいたします。

議長 説明が終わりました。

委員の皆様からは、何かありますか。

(なし)

無いようですので、これをもちまして、令和3年第12回狹山市農業委員会総会を終了します。ご協力ありがとうございました。